

手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(DVP 基本利用料)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、一の DVP 参加者の次の各号のいずれかに該当する月における DVP 基本利用料は、<u>当該月の日数から休業日を差し引いた日数を基礎として、当該各号に定める期間(休業日を除く。)</u>に応じ、前項各号の金額について日割により計算した金額とする。</p> <p>(1) <u>当該 DVP 参加者の清算資格の取得の日が属する月又は当該 DVP 参加者の清算資格の喪失の日が属する月</u> <u>当該月において当該 DVP 参加者が清算資格を有していた期間</u></p> <p>(2) <u>業務方法書第 2 7 条第 1 項の規定により当社が当該 DVP 参加者を当事者とする新たな清算対象取引に基づく債務の引受けを停止した月</u> <u>当該月において当該 DVP 参加者に係る債務の引受けを停止していた期間を除いた期間</u></p> | <p>(DVP 基本利用料)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、一の DVP 参加者の<u>清算資格の取得の日が月の 2 営業日目以降の日となった場合又は一の DVP 参加者の清算資格の喪失の日が月の最終営業日の前日以前の日となった場合</u>における DVP 基本利用料は、<u>当該月において当該 DVP 参加者が清算資格を有していた期間</u>に応じ、前項各号の金額について日割計算を行った金額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> |
| <p>(口座系利用料)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、一の DVP 参加者の次の各号のいずれかに該当する月における口座系利用料は、<u>当該月の日数から休業日を差し引いた日数を基礎として、当該各号に定める期間(休業日を除く。)</u>に応じ、前項の金額について日割により計算した金額とする。</p> <p>(1) <u>当該 DVP 参加者の一の口座系の利用開</u></p> | <p>(口座系利用料)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、一の口座系の利用開始日が月の 2 営業日目以降の日となったとき、又は当該 DVP 参加者が利用する口座系の全部若しくは一部の利用の終了を申請した場合において、<u>その利用の最終日が月の最終営業日の前日以前の日となったときの当該口座系に係る口座系利用料は、当該 DVP 参加者が当該口座系を利用して</u>いた期間に応じ、前項の金額について日割計算を行った金額とする。</p> <p>(新 設)</p> |

始日が属する月又は当該DVP参加者の口座系の全部若しくは一部の利用の最終日が属する月

当該月において当該DVP参加者が当該口座系を利用していた期間

(2) 業務方法書第27条第1項の規定により当社が当該DVP参加者を当事者とする新たな清算対象取引に基づく債務の引受けを停止した月

当該月において当該DVP参加者に係る債務の引受けを停止していた期間を除いた期間

(新 設)

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。